

書評

ひろたまさき『差別の諸相』を読んで

桐村彰郎

一
岩波書店刊行『日本近代思想大系』（全三巻、別巻二）が、そのひとつに差別にかんする一巻を加えたことは、つくづく時代の趨勢を感じさせるものであった。今では、日本の近代とその思想を語るとき、差別の問題はもはや避けておろすことができないのだということ、何人も認識せざるをえないほどにまで、この問題はそれにふさわしい比重を獲得したのだということができるであろう。そして、編者ひろたまさき氏は、この新しい企画に十分に応えるべく、全力投球をおこなったように思われる。

本書は、日本近代社会成立期の社会的諸差別をトータルに把握しようとする問題意識にもとづいて編まれた「史料

集」である。社会的差別に関するすべての主要史料を網羅しようとすることは、本書の性格上不可能であるから、これは他の企画をまつほかはない。問題は、限られたスペースのなかで、それぞれの差別にかんする史料が最適なものであるのかどうか——これは、じつはひろた氏の差別にたいする視点と微妙にかかわってくる点でもあるのだが——である。しかし率直に言って、書評子には、それぞれの差別にかんして最適の史料とは何なのかについての十分な知識の持たせはない。したがって、ひろた氏がどのような視点にもとづいて史料編集にあたったのか、あるいは、より積極的には、差別の問題をどのように把握しているのか、を論議の焦点とすることで、書評子の責めを果たしたいと考える。

編者ひろたまさき氏は、それぞれの差別の史料の冒頭に

「解題」をおくとともに、巻末に「日本近代社会の差別構造」と題する詳細な「解説」を付している。そこで、これを検討することによって、ひろた氏の史料編集の意図、その差別論も明らかにすることができよう。

二

本書は、人種・民族・性といった「自然的属性」、政治的・社会的に創出されたものとしての「社会的属性」、個人の努力に左右されると観念された「個人的属性」の順序にしたがい、アイヌ・沖縄人、被差別部落民、娼婦、病者と障害者（とくに急性伝染病者と精神障害者）、貧民、坑夫、囚人にたいする社会的差別がとりあげられている。女性、外国人（とくにアジア人）、芸能人などの雑業者、山窩、離島などが割愛された点については、紙面の関係上直接本書を参照されたい。

ひろた氏は、一九七〇年代から飛躍的に発展してきた差別史の研究がなお「個別史」の段階にとどまり、差別の「全体史」へと展開しない状況を問題視し、「さまざまな『差別』が社会全体のなかでそれぞれどのような意味をもち相互に関連しているか」ということが明らかにされないこと、個別史の研究もすまぬ段階にきているのではない

か、ことにさまざまな「差別」があらたに連鎖していくことになる近代社会においては、その全体的な構造と矛盾の究明がなにより重要でないかと思われる。「賤視の根源」が問われるのも、『差別』の比較史や社会史の研究がみられはじめたのも、あるいはまたいろいろな被差別者集団の相互の連帯運動の動きも、そうした研究段階にきていることを物語っている。

「黒人問題」とは実は「白人問題」なのだ、とはよくいわれることだが、このように、いうまでもなく差別の原因は被差別者の側ではなく差別者の側にある。差別の原因は、それぞれの被差別者の「属性」（諸特性）それ自体のなかにあるのではなく、その「属性」（諸特性）を根拠として、かれらを排除し賤視しようとする差別者の側の意識・行為のなかにあるのだから、そして、差別者が差別の原因を被差別者の「属性」（諸特性）に倒錯的に求めるという点において心的位相を一にしているのだから、諸差別をその特殊性においてだけでなく、同一性においても把握することが必要であり、そうすることによってはじめて諸差別の相互関係と全体構造をあきらかにすることができるのである。逆にまた、諸差別の相互関係と全体構造をあきらかにすることによって、個々の差別の特殊性もいっそう明確になるであろう。換言すれば、従来の個別史にお

る「被差別者（＝被害者）の実体」の追求とともに、一般民衆をも含めた体制秩序の「差別者（＝加害者）の実体」を対象とすること、すなわち、思想や道徳、生活意識や日常感覚、習俗や民俗の下意識などにあらわれた人々の「差別的営為」を、法律や制度という秩序とともに対象とすることによって、差別の全体像をいっそう豊かにできるであろう。それはまた、「差別を、そのまま」の人間の社会生活のありかた＝社会秩序（さらには、それを前提とし包みこんでいる権力秩序をも視野にいれて）との関連でみることを意味する。そのことによって、差別の問題を、歴史的・社会的存在としての「われわれ」という具体的人間に、内在的な問題として、把握することも容易になるであろう。したがって、差別の「全体史」の必要性は、たんに「ひろた的差別史観」の完成といった個人レベルの問題なのではなく、現に研究の進展が要請しているものなのである。この点において、ひろた氏が主張する先述の観点にもとづく「解説」は、諸々の社会的差別を意識的・自覚的にトータルに把握しようとした最初の本格的な試みである、と評価すべきであろう。

社会的差別を網羅的にとりあげようとする企画がこれまでになかったわけではない。例えば雄山閣刊行の『差別と人権』シリーズ（全七巻）は、「部落」、「女性」、「民族」、

「心身障害者」、「底辺社会」、「高年者」をとりあげている。しかし、これも諸差別の相互的関連性、全体性を問うという視点は存在せず、個別的差別についての記述の論文集という域をでていない。これにたいしてひろた氏は、諸差別の有機的・相互的関連性を正面から論じようとしているのである。

三

菅孝行氏は「差別意識とは、専ら上下に優劣を区分することである」（『賤民文化と天皇制』明石書店、二一八頁）として、差別を区別の価値的序列づけにおいてとらえたアルベール・メンシ流に、優劣・上下の関係において把握しているが、とくに近代を対象とする場合には、差別を排除・忌避の問題（簡単にいえば仲間はずしの問題）としてとらえることがむしろ必要不可欠であるように思われる。人間の不平等を当然の前提として組織される身分制社会においては、差別をその組織原理のままに、優劣・上下の観点から把握することも可能であろうが、これにたいして、近代がひとまず人間の平等観から出発するものと了解すれば、その平等性（同質性）を大前提としたうえでの差別の問題は「排除」（その極限が「抹殺」である）の契機が本

質的なものにならざるをえないであろう。優劣・上下の契機それ自体には対立の関係は含まれていても差別の本質をとらえきつていないとはいえないであろう。とりわけ近代では、同質性を前提としつつもそのなかに含まれている「差異(感)」を異質化し、それを根拠に排除・忌避することが、差別の本質として前面にでてくるのである。そして、前近代においては、この排除・忌避が、同質性の前提なしに、貴賤・上下の身分的秩序として表現され、組織化されているとみることができるとはできない。

ひろた氏は、「社会的差別」を、国家を単位とする社会の一般構成員(と目される存在)が、自分たちの共通性(あるいはその共同幻想)を基盤として、社会秩序に抵触・脅威・混乱・破壊をうむ(あるいはうむおそれがある)と観念される)人々を「特殊化」し、かれらの社会参加を全面的あるいは部分的に排除すること、として把握するが、この定義は了承できるものであろう。「家族」などの諸「集団内」の差別はその派生的なものとして捨象されている)。

四

本書は、日本近代における社会的差別の原(もと)型をなすと

考えられる日本近代社会成立期(明治前期)近世的身分制の解体から帝国憲法体制成立までの時期)の社会的差別の問題の焦点としているが、それに先立つ近世社会の差別的特質をひろた氏にしたがって概括しておこう。

近世身分制の社会を「清浄社会」として保持しうる役割をになつたのが「穢多非人」を中心とする近世賤民であり、かれらは清浄性保持に不可欠でありながら賤視される「キヨメ役」(刑吏役、斃牛馬処理役、盜賊・野非人取締役)として、犯罪者・異端者・ケガレなどの排除、処理にあつた。他方、鎖国体制は、文化的優越意識ではなく、武力と神国観念による主観的・独善的な優越意識による日本型華夷意識を再生産した。そして、国内面における尊卑・上下の身分意識と国際面における華夷意識とは、相互におぎないあつて近世差別社会を自己完結的な永遠の秩序と認識させるものであつた。

近世後期における社会矛盾の激化は、体制による身分政策(差別)の強化をもたらしとともに、通俗道徳の実践による困難解決の方向に人々をむかわせた。それは、世界を道徳的秩序と反道徳的秩序に分割し、道徳的秩序を純化しようとする志向をうみだした。幕府と諸藩による浮浪者・犯罪者の人足寄場・獄舎への囲い込みの部分的開始(寛政改革期から)、村法制定による怠惰者・道楽者の排斥、重

民衆の心(メンタリティ)性を変革していった)をあらためて思わざるをえなかつた。

五

本書の焦点となる日本近代社会成立期においては、差別は前近代からの連続性の面をもつとともに近代独自の新たなしかも深刻な刻印をうけることになる。

ひろた氏は、そもそも出発点から存する近代的平等観念(民主主義)の両義性——実体としては、たとえば、階層(ブルジョア)や性(男)や人種(白人)、さらには国家(いわゆる「先進国」)などに限定された意味と、他方で、それをこえた全人類の・普遍的概念としての意味——を、まず問題としてとりあげる。たまたかの歴史をつうじて、平等観念に包摂される実質的構成メンバーの拡大がみられるが、それが同程度における「社会的差別の縮小」を意味するとはかぎらない、という。「社会構成員間における共通性の確認の強化は、それだけ差異性の確認の強化を生むだろうし、また被差別者メンバーの員数的縮小はその分だけ差別の重圧の強化を意味するだろうからである」。すなわち、実質的構成メンバーの拡大は、その共通性の新たな枠組の確認を不可欠にするし、そのことはこの共通性

層的病氣観のもとでの流行病者の隔離と環境の清潔化という予防法の端緒、病氣と貧困との関係の漸次的意識化、貧民街が物理的に不潔であるとともに、道徳的にも悪徳の場であるとの認識、人々の交流の拡大にともなう「キヨメ役」の重要性の認識と触穢観念の増大、などが指摘される。他方、日本近海への外国船の出没は、幕府諸藩の危機感をたかめ、蝦夷地の幕府直轄化とアイヌの「化外の民」の和人化政策への転換、和人の進出によるアイヌ社会の破壊を結果した(日清両属の沖繩は維新後の問題)。こうして、対外関係の緊張とその下での「化外の民」の包摂、社会矛盾の激化による差別の強化は、日本型華夷意識の高揚、日本の清浄社会の汚染防止意識のたかまりとなつてあらわれた。

以上がひろた氏の描き出す近世社会の差別の概略であるが、これを近代社会成立期の差別のありかたについての論述と比較するとき、総じて近世から近代への「連続面」(たとえば、伝染病観や貧民街への認識)にたいして近代出発時の「断絶面」の巨大さが印象づけられるのである。それはひろた氏も「おわりに」で認めるところであるが、書評子には、近代的規定による差別の甚だしい変容(再編成)ということをつうじて、明治維新という社会秩序の变革の巨大さ(それはさまざまな軋轢とおして最終的には

の確認と裏腹の關係にある差異性の確認を導きだすとともに、被差別者の員数的縮小化は、以前よりも実体的・心理的差別の強化をもたらす、との主張である。このことは、維新当初における一君万民、四民平等という拡大された共通性の概念が、「解放令」発布の形式性の下で伝統的賤民に被差別部落民の排除をもたらした点、また「化外の民」であったアイヌ民族や沖繩人が「皇民」として編入されつつ、部落民とともに「血統の異類」とされて、被差別の歴史を生きたことをよぎなくされた点からも妥当するであろう。それは、天皇の下での「万民」という形式的「共通性」を認めて、かれらをひとまず包摂しつつ、なおかつ実質的「共通性」から排除する、という日本近代の差別の特質を表現しているのである。

六

ひろた氏は、明治前期に近代社会成立期の社会的差別の全体的な構図を、「血統」と「文明」という観点から描き出している。すなわち、血統的序列と文明的序列という二系統の価値意識が一君万民的に天皇制的社会秩序として統合され一体化されるなかで、社会的諸差別が展開するものとして把握されているのである。

優越性についての神話)、部落民に朝鮮渡来人説という虚説の拡がり、アイヌ・沖繩人の風俗・習慣、肉体的特徴についての報道などを背景に、「血統」的秩序は、天皇・皇族・華族・士族・平民のほかに「血統の異類」とされた「新平民」およびアイヌや沖繩人という系列でとらえられるようになり、「世界無比の万世一系の皇統」を頂点とする血統秩序が、日本型華夷意識の再生と、「新平民」・アイヌ・沖繩人差別の再生とを促すものとなっていたのである。

以上の議論においては、「新平民」およびアイヌや沖繩人にたいする差別感(観)は同じレベルのものか、という問題がある。ひろた氏はこの点に明確に踏込んでいないが、部落民は「ケガレの血統」とし、アイヌや沖繩人は「劣位民族の血統」として一般的に観念された、とみてよいであろう。そして、伝統的ケガレ観は、肉食の普及にみられるように大きな変容をもみせつつ、一方では「破って落ちない」ケガレた存在として観る執拗な部落差別の根拠となり、他方では「破れば清まる」不浄感(葬式とキヨメ塩を想起せよ)として民俗的に現代にまで存続し、さらには、衛生観念とむすびついた不潔感として展開する、と思われる。この「ケガレの血統」観(血縁幻想)による差別は、近代日本の「家」社会のもとで、結婚、就職などに

このことは、一方では「一君万民」理念と身分制の再編、他方では「文明」と「野蛮」の分割」という標題のもとで分析されており、そして、日本近代の新たな「差別の様式」が提示されることになる。以下、書評子もこの順序を追って論評を加えていくことにしよう。

『「一君万民」理念と身分制の再編』において、ひろた氏が主張しようとするのは、以下の点である。

この時期、天皇・皇族・華族・士族・平民という新たな身分制の法体系がととのっていった。この身分制は、華族以上の特権と「神聖不可侵」の天皇の地位を保障しつつ、他方、形式的には賤民解放、それに一応アイヌ・沖繩人の皇民化をもふくめて、国民には「一君万民」的「平等性」がそれなりに保障されており、けっして封建的なそれではなかった、といえよう。しかし、この近代天皇制身分秩序の根幹をなしているのは「血統」の観念であり、「万世一系の皇統」たる天皇が、その最も清浄で崇高な「血統」の保持者として「世界無比」をほこり、家父長的家族秩序の法体系は、女性差別の秩序であるとともに、「血統」の連続性を重視する「家」の社会的形成をはかり、「万世一系の皇統」を社会的に支えるものであった。そして、裏面で生きつづける触穢思想、文明の名において主張される心身能力血統遺伝説(社会ダーウィニズム的な血統の純粋性・

さいして要求される血縁の系譜の調査(膳本・抄本の発行、「王申」戸籍の縦覧)をつうじてたえず再生産されていくことになろう(戸籍制度の問題については上杉聰『天皇制と部落差別』三一書房、第三章の指摘が興味深い)。

七

『「文明」と「野蛮」の分割』において、ひろた氏は、天皇主導の文明開化のなかで、支配層・中間層を中心に伝統的価値が貶められ、文明的価値が追求されはじめたことを指摘する。文明的価値とは、西周のいわゆる「三宝」(健康・知識・富有)であり、この「三宝」を基準に「文明」と「野蛮」の分割がはじまったのである(ひろた氏が西周の「三宝」に着眼したのはさすがである)。それはもうひとつの側面の新たな差別意識の展開を意味した。その概略は以下のとおり。

「知識」(学問・実学、理性、合理性)に対置され、忌避・蔑視されたのは、自己責任の結果と観られた貧困・飢寒・一揆・無法のイメージとむすびつく「愚民」であり、「未開」とされたアイヌと沖繩人、さらにはアジア人であり、「不合理」な習俗・慣行との関連で観られた民衆宗教であり、「狂気」としての精神障害者であった。そして、

「愚民」へとむかった啓蒙的理性も、進化論の影響、民権運動の激化を契機として凋落し（啓蒙主義）、あるいは本源的蓄積下の優勝劣敗の状況にリアリティを失った（民権運動）。民権論者も丸山教や大本教の信者たち、秩父事件の「暴徒」たちを理性的主体とはみななかった。

「富有」が可能か否かは、社会・経済的条件を捨象して、学問次第、個人の努力の問題とされた。政府や開明派知識人は、乞食・貧民にたいして非情であったし、民権論者の多くも貧民を理解しなかった。松方デフレによる没落民衆の大都市への流入は、近世的貧民街の膨張と変容をうながした。貧民街は貧困と不潔の場としてとらえられ、さらにはそれに加えて犯罪と伝染病の巢窟であり、「良民」に恐怖をよびおこすところ（『魔窟』）としてイメージされていく。

「健康」について。文明開化は人間の欲望を肯定したから、欲望の基体としての肉体が注目され、欧米的生活様式（洋食・洋服など）に関心がむくとともに、欧米的基準にもとづいた肉体の点検がはじまった（拷問・残酷刑の廃止、裸体往来・混浴・入墨の禁止）。また、明治十年代にはコレラを中心とする急性伝染病の流行が人々を恐怖におとし入れた（明治一〇年以後の三五年間で法定伝染病の死者一一六万五、〇〇〇名といわれる）。コレラ予防法に決

め手のないことが在来の民間療法や神仏祈願を再生産したし（ちなみにコッホのコレラ菌発見は一八八四―明治一七年）、避病院への強制収容は死を意味していたから恐怖の的となった。しかも収容の予先は貧民層や貧民街にむけられた。コレラ大流行の下で「土地の不潔」が恐怖され、貧民街が「不潔」の代表と観念され、貧民・娼婦・病者などが「不潔」の存在として恐れられ賤視されていく。娼婦は「本人真意」による売春とみなされて賤視され、売春の蔓延は性病とくに梅毒にたいする検梅制度を拡大強化し、文明の名による娼婦の閉じ込め・管理となるのである。そしてまた、伝染病による大量死の経験を経て、労働者・兵士として国家に有用な肉体かどうかとの視線も生じてくる。

八

アラン・コルバンは、『にのいの歴史』（山田登世子・鹿島茂訳、新評論）において、フランス近代成立期、一八世紀後半から公衆衛生学者の言説（管理のイデオロギー）の社会的降下、どのようにこれまでの「臭覚」・「清潔感」を変化させ、人々の生活規範として内面化していったのかを分析した。差別を直接正面からはとりあつかってはいないが、この問題も人々の感性との関連で考察しており、そ

の第三部第一章は、監禁された「狂人」・「囚人」、売春婦、ユダヤ人、職人、家内奉公人、「屑屋」、泥土・塵芥・糞尿と取り組む人々、同性愛者などからつくりだされた「汚物」にまみれたたれながし人間」というイメージが、七月王政下にできあがっていく「プロレタリア像」の先駆けであったことを明らかにし、一八三二年のコレラ大流行後に「民衆全体の悪臭」、「貧困の分泌物」の摘発が全王国的に問題となることを記述するとともに、当時のブルジョア・知識人はプロレタリア民衆が「下劣」なのは体のなかにまでに

じみこんでいる「不潔さ」のせいであると認識していたことを明らかにしている。コルバンによれば、ミシェル・フーコーのいう「視線」とともに「嗅覚」も差別のひとつの様式となるのである。

コレラとの関連でいえば、安保則夫『ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム』は、近世における清潔・隔離といった伝染病予防の伝統に言及してはいないが、明治のミナト神戸において、コレラを中心とする伝染病対策をつうじて、市中に散在する「貧民部落」＝スラムがどのように「反撃」・「監視」・「包囲」・「解体」の対象となり、都市計画として市周辺部に再配置されていったのかを分析し、そして、その過程は、県と市が被差別部落の周辺に「貧民部落」を押し付けていく過程（差別政策）そのものであり、

明治四十年代に「良民社会」がもつことになる映像は、被差別部落が存在するからそれを核として「貧民窟」が自然に形成されたのであり、被差別部落がスラム的なのは部落民の「特殊な属性」からして当然だ、とする逆転した像であったことを明らかにしている。これは、ひろた氏の視点をミナト神戸という「場」で具体化し、発展させている、といえるのではないか。

九

ひろた氏は、文明的諸価値の追求が「急速に」社会通念になっていったとすれば、その対立者・破壊者と観念される存在は排除の対象とならざるをえないとして、その「排除の歴史的型式」＝様式を、社会からの全面的排除たる「囲い込み」、部分的排除たる「忌避」、嫌悪・憎悪・侮蔑・恐怖などをもって「賤視」する「視線」の三つにおいて以下のように概観する。

解放令をへて部落民の存在形態が変化し、かつての「キヨメ役」は、警察官・看守・共同体による掃除作業・皮革業者などにとってかわり、関係の「忌避」、おそれと嫌悪の「視線」という、近世とは異なった差別の様式が展開した。そして、部落民にたいし、差別を根底から規定した

「血統の異類」視に加えて、貧民や娼婦と同様に「不潔」で伝染病の媒体であり、「不徳」で犯罪者が多いとする「忌避」と「視線」も生じた（かれらは近世では犯罪者を取締まる側にあつたのである）。アイヌ民族や沖繩人にもこのことは妥当する。そして、かれらは一般の社会構成員と明確に一線を画される存在だったのである。

権力による「囲い込み」の典型的存在が囚人である。近世の見こらし刑（身体刑・追放刑）にたいして、石川島人足寄場への受刑者の収容にはじまる自由拘禁刑の出現は、維新後に本格的に展開し、犯罪者が文明の名の下に囲い込まれる空間「監獄」が大規模に出現した。「国事犯」の増加によって集治監制度がつくられるが、投獄される民権派も、監獄制度を当然の前提としてその近代化・合理化を求め、多くは「国事犯」の特権を主張し、「下等人民」との待遇の相違を求めるもので、しばしば「娑婆」の被差別者をみるのと同じ「視線」で囚人を見た。

排除に相当する「人間外」の人間は「人間外」の世界に「囲い込む」という論理の制度的確立が監獄制度であり、これと関連しつつ、類似的排除の仕組が創出されていった。娼婦の駆除院、急性伝染病患者の避病院、座敷牢や精神病院、高島炭坑の納屋制度、鑑札によって警察に管理される「囲い込み」地帯遊廓、「貧困」「不徳」「犯罪」と

いうイメージの重複する地域として、いざという時にはいつでも権力が「囲い込み」うる貧民街・被差別部落などがそれである。

十

近代の開始は、フーコー流に言えば、乱雑で汚れた不透明な社会から、一望監視施設に象徴される「管理社会」への移行の開始であり、そしてまた、「文明」社会が自らに對立するものとして「野蛮」な被差別集団を措定し、自らの内部においても分泌する汚れを一方的にそれに帰属させることによって、自己を「透明な良民社会」としてきわだたせようとする運動の開始であった。そして、明治の社会もまた、「囲い込み」・「忌避」・「賤視」の諸形態において「野蛮」を物理的・心理的に排除しつつ、規律・訓練による文明的権力秩序の内面化、自己規律による逸脱の禁止を自己の課題とした社会なのであった。できあがっていく明治の「文明社会」は、いまや自らを「見せる」存在となつた天皇を先導者とする政治的権力を「見上げ」、その權威への自動的服従を提供するとともに、自己の疎外体たる被差別社会を「見下げ」排斥することによって、自己を「良民社会」とする方向を結局はたどることになるのである。

ひろた氏は、「おわりに」において、明治前期の社会をつぎのように結論的に描きだしている。

「一君万民」理念における「一君」の權威が、「万世一系」の伝統性という神話に依拠するかぎり、それはつねに血統的差別秩序への衝動をうみだしていく。近代化は人々を広大な空間になげだしその自己帰責をもとめるから、人々は改めて自己のアイデンティティを求め、天皇制国家内部でのさまざまな階梯秩序において立身をはかるとともに、血縁による団結、地縁による団結、派閥の形成を自覚的に追求して、家系・家柄意識や血縁意識・郷党意識を高め、他人の家系・血縁・郷里を詮索する「視線」を共有する。血統的差別の秩序は近代化がよびもどす新しい神話なのであり、この秩序をイデオロギー的に補強したのが「文明的・科学的」な「遺伝説（血統論）」であった。

日本は、中央権力のヘゲモニーで西洋文明化を推進したため、中央権力への距離が文明度の序列をしめすという構造をもつようになった（中央文明の度合を基準にした差別意識の構造化）。明治十年代前半における地方中間層の広範ではげしい政治・経済・教育（学習）活動をよびおこしたものは、郷里の「野蛮」からの脱出であり、「文明」への熱望であり、西洋や東京へのコンプレックスであった。そしてこのコンプレックスこそが、差別意識を支える

近代的支柱であった。それは対外的には、西洋崇拜と東洋蔑視の意識となるのである。そして、日本人の対外意識の独善性は、「万世一系」の神話にくるまれた天皇への距離と文明度とが相即的であることに規定されていたのではないか。

十一

ひろた氏のいうように、血統的・文明的社会秩序の底辺や周辺に排除され監視されるのが、たとえば部落民であり、アイヌであり、沖繩人であり、あるいはまた「遺伝病」とされる「家系」であり、娼婦、伝染病患者、貧民、坑夫、囚人であった、といえるであろう。そしてかれらは、それぞれにその特殊性において把握されつつ、他方では、「貧困」「不潔」「犯罪」「恐怖」の重複したイメージで、モノクロームに見据えられる存在となっていくのである。

精神障害については、川村邦光『幻視する近代空間』（青弓社）が、近世の「正気狂気」という回復可能観（憑依）から、明治にはいって、（特効薬の宣伝の一方で）回復不可能観・遺伝病観へと変化していったこと、また、一九〇〇年の精神病患者監護法の制定後、権力が本格

的に保安処分としての入院・私宅監置を奨励していったことを論じている。この点、ひろた氏は、「解題」においては一言して問題の所在を示唆しているが、「解説」のなかでこの問題をさらに展開してほしかったところである。

また、地方中間層の文明開化活動・自由民権活動については、周知のように、色川大吉氏が高く評価される場所であるが、ひろた氏の行論は、色川氏に欠けている差別への視角を明確にしたものと理解できよう。

なお、ひろた氏は、「おわりに」で、欲望の文明による復権、欲望自然主義のたかまり、近世後期以来民衆に内面化しつつあった通俗道徳的諸価値（勤勉・禁欲・孝行・和合）の外在化などを、この明治前期にみているが、ことをさほど一直線的に理解することは困難なのではないか。たしかに、欲望自然主義は近世の民衆のもうひとつの伝統であり、それを明治が正面から肯定したことの意味は巨大であって、啓蒙期に多くの民衆がそれに扱われたことは事実であろうが、他方での通俗道徳的諸価値の基調音も根づよく、それはとりわけ松方デフレを経て一般民衆の確固たる伝統のひとつとして確立されていたのではないか。すくなくともいくつかの領域では欲望自然主義との並存が現実だったように思われる。

十二

本書評をしめくくるにあたり、部落差別にかんしていくつかの問題にふれておきたい。鈴木正幸「天皇制と部落問題」（『近代天皇制の支配秩序』校倉書房）は、日本の近代全体を射程におさめて問題をたてているが、近代日本の部落差別原理を「種姓」（＝血統）的差別原理として扱え、「近代天皇制国家は、その国家的秩序原理に、『種姓』による貴賤差別原理を内包していた。そして、近代天皇制国家にあっては、国家的秩序原理は家族国家観により社会的秩序原理（家父長制的原理を指す——書評子）に浸透しそれを同化していった。したがって『種姓的差別原理』は国家から社会に『下降』し再生産されていった。さらに、その近代天皇制国家が帝国主義国家化の道を進むことによって、『種姓』的差別観念にもとづく部落差別は、異民族差別観念によって補強されていった。ここに日本近代における部落差別とその補強条件の再生産要因があった」（八九～九〇頁）とのべた。そして、同書の「補論」で、部落差別は「天皇制によって存在証明を受けるまえに、『臣民社会』内部の問題として証明されなくてはならない」との小路田泰直氏の批判に添えて、部落差別の再生産要因は、

「近代天皇制」のほかに「家柄・家格意識のあり方を含む社会内部からも追求しなければならない」とした（九三～九四頁）。

「皇統の貴種性」は血統重視の「家」制度によって社会的に支えられており、両者の関係は相互補完的であったと理解すべきであり、この超絶した「清浄な」天皇を頂点とする血統的身分秩序（序列意識）が、民衆間に広範に受け入れられ、社会的意識として構造化されていくなかで、部落差別は近代的差別として再編成されていったと考えるべきである。この場合、事実としてはまったく根拠をもたない血統の「賤・穢」観念（「貴・浄」観念も）が、伝統の力を借りて共同幻想として社会的に構造化されることによって、部落民（と観念された存在）を忌避・蔑視する「物質的力」がうみだされることになるのである（『世間』の成立）。

ともあれ、鈴木正幸氏の説は、部落差別を血統的差別原理から把握しようとする点で、ひとつの重要な問題提起であった。しかし、その論旨はあまりにも抽象的なレベルにとどまったままであって、その後の展開を期待したいところである。

差別の問題は、その時代その時期の民衆の生活の「場」（共同体秩序＝社会秩序）からの被差別者の物理的・心理

的排除の問題としてまず把握されるべきであり、そして、その秩序の権力による編成の問題として考えられるべきである。そのさい、近代の部落差別について、たとえば、寄生地主による地域支配体制が部落差別を残存させ、天皇制支配の基礎になった、とする鈴木良氏の見解（『地域支配と部落問題』「天皇制と部落問題」、『部落問題研究』第六二輯・第六五輯）のような、地主階級による地域支配という階級支配論的視点からは、民衆自身の差別的社会秩序意識、その積極的な差別意識・行為の構造というものを、まったく解明できないのであって、これは差別の問題をたんなる階級の問題に解消するものである。差別は階級支配論ではとらえきれないのである。

差別に関する理論の現状を考えると、ひろた氏が本書で展開した視点とその論理は、重要な問題提起の意味をもっている。またそれは時宜に適した提起でもあった。「解説」を注意深く読めば、そこで、ひろた氏が苦闘した痕跡を見出だすこともできる。この新たな視点と論理を共有の財産とし、さらに問題解決のみちを深めていくのがわたしたちの今後の課題であろう。

『日本近代思想大系』二二、岩波書店、一九九〇年、

四、九〇〇円）